



Title	集団の証言による知識：信頼性主義と確信説
Author(s)	三富, 雄介
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2022, 56, p. 15-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/94855
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

集団の証言による知識

—信頼性主義と確信説—

三 富 雄 介

キーワード：証言の認識論／集団による証言／信頼性主義／確信説／認識的信頼

1. 序論

私たちは、誰かの言葉によって、さまざまなことを信じている。この種の信念を「証言による信念」と呼ぶとすれば、証言による信念はしばしば認識的に正当化されており、知識でもある。証言による信念が正当化されているのはいかにしてか、という点に関して、認識論者のあいだでは数多の論争がある。こうした論争は、個人の証言についてだけでなく、学術機関による研究成果の発表といった、集団の証言にも及んでいる。本稿で注目するのは、証言による信念の正当化に関する、「(言明の) 信頼性主義」と「確信説 (Assurance View)」のあいだの対立だ。信頼性主義は証言による信念が持つ認識的価値を説明することができるが、証言のインターパーソナルな本性を説明することが難しい。それに対し、確信説は証言のインターパーソナルな本性を説明することができるが、証言による信念が持つ認識的価値を説明することが難しい。両陣営には、個人の証言に加え、集団の証言による信念の正当化についても、同様の問題がある。この論争に対し、Hinchman (2014) では、個人の証言による信念の正当化に関して、両陣営の問題点を乗り越える理論が提示された (「穏健な確信説」)。しかしながら、集団の証言による信念の正当化に関して、穏健な確信説を拡張する試みはいまだなされていない。

本稿の目的は、集団の証言による信念の正当化に関して、信頼性主義と確信説の二つの立場の主張を取り入れた、「C- 穏健な確信説」を提示し、検証することだ。以下、第2節では、個人の証言と集団の証言それぞれに関して、信頼性主義を紹介するとともに、問題点を論じる。第3節では、個人の証言と集団の証言それぞれに関して、確信説を紹介するとともに、問題点を論じる。第4節では、個人の証言に関して、信頼性主義の要素を取り入れた穏健な確信説の立場をとる Hinchman (2014) を紹介する。穏健な確信説は、信頼性主義とラディカルな確信説がそれぞれ抱える問題を解決できる可能性がある。第5節では、Hinchman (2014) を集団の証言へと拡張し、その内容を検討する。

2. 証言による知識と信頼性主義

私たちが何かを信じているとき、その源泉はさまざまだ。知覚、推論、記憶、反省、およびそれらの組み合わせが主な源泉だろう。上記に加えて、他者の証言も重要な源泉の一つだ。さる有名人が結婚したこと、牛乳が冷蔵庫に残っていること等々、さまざまな事実を証言によって信じることができるし、ときには証言によって知ることができる。しかしながら、証言による信念 p が真であったとしても、それだけでは信念主体である聞き手が p と知っているとは言えない。一般に、知識とはそれがたまたま真であったというような偶然性は排除しなければならない。真なる信念が知識になるためには、その信念が認識的に正当化されている（保証されている、そう信じる資格がある、そう信じる合理的な根拠がある）ことが必要なのだ。

証言による信念が正当化されているのは、いかなる条件が満たされた場合だろうか。この問いに関して、認識論者のあいだに共通の見解はないが、有力な立場はある。本稿で取り上げるのは、証言の認識論における、(言明の) 信頼性主義と、確信説だ。本節では信頼性主義の主張と問題点を見ていく。Lackey (2008) によれば、聞き手の証言による信念が正当化されているため

の必要条件は次のようなものだ。

すべての話し手 S、聞き手 A について、A が S の p という証言に基づいて p と知っている（正当化／保証を伴って信じている）のは、
 (1) S の p という言明が信頼できる、または真理をもたらすものであり（truth-conductive）、(2) A は S の p という言明の内容に基づいて p と信じるようになり、かつ (3) A は p と信じることに對していかなる阻却されていない阻却要因ももたないときに限る（Lackey 2008, p. 75）¹⁾。

ラッキーの分析のうち、信頼性主義の立場が端的に表現されているのは、(1) だ。(1) が述べていることは、p という言明がなされることと、p が真であることとのあいだには、たいていの場合一方が他方に随伴するという関係がある、ということだ。(1) が正確には何を意味しているべきか、という点について、ラッキーはオープンなままにしている。すなわち、(1) は「p という言明が真である確率が統計的に一定水準以上である」、「p という言明が現実世界で真なる信念を生成することに加え、関連する可能世界でも真なる信念を生成する」、「A が p という言明に基づいて p と信じたならば、p は偽ではなかっただろう」、「S は p という真なる主張をする能力がある」など、さまざまな仕方で解釈されうる。いずれにせよ、信頼性主義にとって重要な点は、証言と事実とのあいだに何らかの客観的なつながりがあるということであり、まさにそのことのゆえに証言による信念は正当化されているのだ。

Lackey (2008) における信頼性主義では、話し手が p と主張するときに聞き手に対してどのような意図を持っているのか、あるいはそもそも聞き手に対して何らかの意図を持っているのか、ということは必ずしも問題とならない。ラッキーによれば、話し手がコミュニケーション行為 a をするとき、a によって p という情報を聞き手に伝えようと話し手が意図していないとしても、a が p という情報を伝えていると聞き手に受け取られるならば、話し手

は p と証言している (Lackey 2008, p. 35-36)。したがって、ラッキーの立場に基づけば、他人の会話を立ち聞きした場合や他人の個人的な日記を見た場合にも、それが p という情報を伝えるものだと聞き手に受け取られるならば、聞き手は証言によって p と信じている。そして、この p という信念が信頼できる仕方では形成されたものであり、かつその他の条件が満たされている限り、聞き手の p という信念は正当化されている。しかしながら、次節で説明する確信説によれば、証言の認識的価値を話し手の意図と分離するような立場は、証言の言語行為としての特徴を適切に捉えていない。

Lackey (2008) で説明されている立場は、個人の証言による知識に関する信頼性主義であるが、類似した立場は集団の証言による知識に関しても存在する。警察組織による声明や学術機関による研究成果の発表など、集団もまた証言を行う。明らかに、私たちは、個人の証言によるのと同様に、集団の証言によっても信念を形成するし、またしばしば知識を獲得するだろう。したがって、個人の証言による信念の認識的正当化に関する問いと同型の問いが、集団の証言に関しても生じる。すなわち、集団の証言による信念が正当化されているのは、いかなる条件が満たされた場合だろうか。Lackey (2014) によれば、集団の (代表者／代理人による) p という言明に基づく聞き手の p という信念が正当化されているのは、集団の p という言明が信頼できる、または真理をもたらすものであるときに限る²⁾。

Lackey (2014) の立場では、集団の証言が特定の聞き手に向けられていたものであっても、その証言がリークなどによって世間に出回った場合などには、集団の証言が向けられていない個人に対して正当化された信念をもたらさう。確信説によれば、集団の証言に関する信頼性主義もまた、証言の言語行為としての特徴を適切に捉えられていない。

3. 証言による知識と確信説

前節で触れたように、信頼性主義は確信説の立場から批判されている。確

信説による批判は、確信説における証言の本性の理解に基づいている。確信説をとる Moran (2006) は、話し手の持つ意図に関係なく聞き手が p と信じることにおける正当化を与える「証拠（信頼できる、または真理をもたらす言明を含む）」と、話し手の持つ意図を聞き手に認識させることを通して、聞き手が p と信じることにおける正当化を与える「言語行為」とを区別する。モランは、p であることの証拠を示すことと、p という証言をすることの違いを、Grice (1957) の自然的意味と非自然的意味の区別への言及を通して、説明している。グライスは、話し手が持つ意図とは関係なく事実の証拠になる写真と、話し手が持つ意図を認識することによって同じことを示す絵を区別した。Y の浮気現場を捉えた一枚の写真と、同じ状況を描いた一枚の絵があるとしよう。Y の夫である X はたまたまその写真を見かけたただけだとしても、写真を証拠とみなし、Y が浮気していると信じるだろう。それに対し、X が絵を見た場合にはそうではない。絵はそれが単なる妄想の産物であるという可能性がある以上、写真と同じように証拠とみなされることはない。Y が浮気していると X が信じるようになることを意図してその絵が描かれたという、まさにその意図を認識したとき、X は Y が浮気していると信じるようになるのだ。グライスの事例では、話し手の意図とは無関係に、写真と事実との因果的な結びつきによって、写真は聞き手に対し Y の浮気を信じる資格を与えている。それに対し、絵の場合は、絵の意図的な性格が、聞き手に対し Y の浮気を信じる資格を与えている。同様に、証言も写真のような証拠とは異なり、証言の意図的な性格が聞き手に信念の正当化を与える。話し手が真理を伝えることを意図せずに p と発話したのであれば、「後に残るのはただの言葉であり、何かを信じる理由ではない」(Moran 2006, p. 283)。確信説をとる Hinchman (2005) も、単なる証拠と証言とを区別する。話し手が聞き手に p と語る (tell) とき、「自分を信頼するようあなたに求めることによって (by inviting you to trust me)」(Hinchman 2005, p. 563)、聞き手に p と信じることにおける正当化を与えようとしている。

ところが、モランによれば、話し手の意図を認識することによって聞き手

が証言による信念の正当化を手にすると考えるのは、適切ではない (Moran 2006, p. 287)。モランによれば、証言の意図的な性格が証言による信念に正当化を与えるのは、次のような理由による。すなわち、話し手が p と証言するときに与える正当化は、「 p の正しさに対して責任を持つものとして話し手が自分自身を示している、ということを知り手が見てとることによる」 (Moran 2006, p. 291)。話し手は p と証言するとき、聞き手に p と確信させることによって、 p の正しさを請け負っている。聞き手は話し手の申し出を承認するとき、話し手と規範的な関係に立つ。すなわち、もし p が真でなかったならば、聞き手はそのことに関して話し手を非難する資格を持っている。また、話し手が p と信じている理由について、聞き手は問いただす資格を持っている。聞き手の証言による信念が正当化されるのは、少なくとも部分的には、話し手と聞き手がこの規範的な関係に立つことによる、とモランは考える。Hinchman (2005) でも議論はおおよそ同様だ。ヒンチマンによれば、聞き手が話し手の意図を認識し、自分を信頼するように求める話し手を信じる時、話し手と聞き手は (認識的な) 信頼関係に立ち、話し手は一定の責任を負う。このことのゆえに、聞き手は証言に基づいて p と信じることに於いて正当化されているのだ。

ラッキーによれば、確信説は、(1) 証言による信念の正当化における認識的意義を十分に説明できないか、あるいは (2) 話し手と聞き手のあいだの規範的な関係は認識的にまったく余分であるか、そのいずれかであるというジレンマに陥る (Lackey 2008, § 8)。(1) 確信説における正当化が、証言の信頼性や証拠とは無関係であるとしよう。このとき、話し手が一定の意図を持っていることや、証言の正しさについて責任を取ることは、証言の正しさそれ自体と直接的には関係がない。³⁾ したがって、「真理を目指し、誤りを避ける」という正当化の認識的意義が説明できない。(2) Moran (2006) や Hinchman (2005) でも言及されているように、確信説においても証言による信念の正当化に信頼性条件が必要であるとしよう。このとき、話し手によって意図された聞き手と単なる立ち聞きとのあいだに、認識的な差異はな

いとすれば、確信説が強調する規範性は認識的に余分な要素だ。少なくとも確信説は、アドホックではない仕方で、話し手が聞き手を確信させることの認識的意義を説明しなければならない。

信頼性主義に個人と集団それぞれの証言に対応する立場があったように、確信説も集団の証言による信念の正当化を説明する立場が存在する。Fricker (2012) によれば、集団が p という証言の正しさに関して共同のコミットメントを形成し、証言が向けられている聞き手と信頼関係を築いているとき、聞き手に対して一定の責任を負う (cf. Gilbert 1990)。すなわち、 p が偽であると判明したときには、集団と集団の成員は非難されうる。このことのゆえに、集団は認識的に正当化されていることだけを語ろうとするのであり、聞き手の信念は話し手との信頼関係に基づいて正当化されている。

しかしながら、フリッカーの立場にも、個人の証言に関する確信説と同様の問題があるだろう。すなわち、フリッカーの立場においても、(1) 証言の正しさについて集団が責任を負っていることは、証言の正しさそれ自体とは直接的に関係がないか、あるいは (2) 集団と聞き手のあいだの規範的關係は認識的に余分であるか、いずれかであるというジレンマが残る。

4. 信頼性主義と確信説の調停: 穏健な確信説

前節までの議論から分かるように、信頼性主義と確信説にはそれぞれ問題がある。信頼性主義には、言語行為としての証言が持つインターパーソナルな側面を適切に捉えられていない、という批判があった。他方、確信説には、認識的に有意義な理論を構築できていない、という批判があった。確信説陣営のヒンチマンは批判を受けて、個人の証言に関する、新たな確信説を提示する。前節の確信説をラディカルな確信説と呼ぶならば、Hinchman (2014) における信頼性主義に譲歩した確信説は穏健な確信説と呼ぶことができる。証言の認識論の目的が、証言による信念の正当化の認識的価値を適切な仕方で説明すること (= 信頼性主義の利点) と、証言のインターパーソ

ナルな本性を適切に捉えること（＝確信説の利点）の両方だとすれば、穏健な確信説は二つの相反するように思われた目的を同時に満たしうる立場だ。⁴⁾

穏健な確信説の戦略は、おおよそ次のようなものだ。

- (1) 話し手Sが聞き手Aに対してpと述べる時、証言に基づくAのpという信念の認識的正当化は、Sがpという主張に関連して信頼できる認知能力を発揮しているということによって、説明されなければならない。
- (2) pと述べることに関連して、Sは二つの異なる能力、すなわち 真理をもたらす信頼性（truth-conducive reliability: TCR）と熟慮を終わらせることに寄与する信頼性（closure-conducive reliability: CCR）とを発揮しうる。
- (3) （単なる主張に基づいてではなく）証言に基づいてAがpと信じることに於いて正当化されているとき、SのTCRが発揮されているだけでなく、CCRも発揮されていなければならない。
- (4) AがSのCCRを当てにすることを通して、pと信じることに於いて正当化されているためには、SとAは信頼関係になければならない。

穏便な確信説は（1）において信頼性主義の主張を受け入れている一方、（4）では確信説の核となるアイデアを保持している。

（2）で区別されている話し手の二つの能力のうち、TCRはLackey（2008）で想定されているような、信頼性主義における一般的な信頼性に対応している。すなわち、TCRは、「真理を目指し、誤りを避ける」という、聞き手（または、意図されず言明を受け取った人）の文脈に鋭敏でない認識的ニーズに応えるものだ。それではCCRとはどのような能力なのだろうか。CCRとは、話し手が聞き手の文脈に鋭敏な認識的ニーズに適切に反応して、聞き

手の熟慮を終わらせる（または聞き手の熟慮を促す）能力だ。言い換えれば、話し手が聞き手の文脈に立って、話し手自身が持っている証拠に基づいて、聞き手が p と信じることにける正当化へのアクセスを与えたり、差し控えたりする能力だ。一般に、ある命題 p に関連して、認識主体 S と A の置かれている文脈が異なっているならば、 S と A がそれぞれ p と信じるための認識的基準も異なりうる。すなわち、 p と信じるために、それぞれ必要とする証拠は異なりうる。たとえば、話し手がナッツ嫌いであり、聞き手がナッツアレルギーであるとき、ナッツ嫌いの話し手にとって、このお菓子にナッツは入っていない（ $= p$ ）と信じるために十分な証拠があっても、ナッツアレルギーの聞き手がそう信じるためには十分ではない（Hinchman 2014, p. 22）。TCR な証言者である話し手が、自分自身の文脈において p と信じ、聞き手に p と伝えたとしても、聞き手の熟慮を終わらせるためには役に立たない。むしろ、話し手は、聞き手の文脈において p と信じるために十分な証拠を自分が持っているか否かに基づいて、 p と伝えるか、あるいは p と伝えることを差し控えなければならないのだ。

もちろん、話し手は必ずしも聞き手の熟慮を終わらせることを意図して、 p と述べているわけではない。話し手は TCR を発揮し、単に p が真であることを主張している場合もありうる。また、聞き手が話し手を TCR な証言者とみなし、話し手の p という主張に基づいて、 p と信じていることもありうる。立ち聞きや個人的な日記を見ることによって形成された信念の正当化は、話し手が TCR な証言者であることによって説明されるだろう。それに對し、特定の聞き手の熟慮を終わらせることを意図して p と証言する、語るといった言語行為において、聞き手が p と信じることに對して正当化されているのは、話し手が TCR だけではなく CCR を発揮しているからだ (3)。聞き手が話し手を信頼しているとき、聞き手は話し手の CCR を当てにすることができ、証言に基づく聞き手の p という信念は正当化されている (4)。

以上のようにして、穩健な確信説は、信頼性主義とラディカルな確信説を調停する。穩健な確信説は、証言の認識的意義を、話し手と聞き手の規範的

関係ではなく、聞き手の発揮する CCR から説明することで、確信説に対する信頼性主義からの要求に込えている。TCR と CCR の区別はアドホックなものではなく、たしかに異なる能力だ。他方、穏健な確信説は、証言を単なる主張や証拠の提示から区別する。穏健な確信説によれば、話し手と聞き手のあいだに信頼関係が成立しているとき、証言に基づく信念が正当化されている。このようにして、穏健な確信説は信頼性主義に対する確信説からの要求にも込えている。

5. 穏健な確信説を集団の証言へと拡張する

前節で見たように、穏健な確信説は信頼性主義とラディカルな確信説それぞれの要求に応じうる理論だ。しかしながら、Hinchman (2014) で念頭に置かれているのは個人の証言であり、集団の証言に関しても穏健な確信説が可能かどうかは、明らかではない。2 節と 3 節で見たように、集団の証言による信念の正当化に関しても、信頼性主義とラディカルな確信説は対立していたのだった。穏健な確信説を集団の証言にまで拡張することができれば、集団の証言に関する両陣営の対立も解決されうる。本節では、はじめに、Hinchman (2014) を集団の証言による信念の正当化を説明できるように拡張した「C- 穏健な確信説」を示す。続いて、C- 穏健な確信説の内容を検討し、その特徴を明らかにする。

ヒンチマンによる穏健な確信説を、集団の証言による信念の正当化の説明を単純に拡張すれば、C- 穏健な確信説は、おおよそ次のようになるだろう。

【C- 穏健な確信説】

集団 G の p という言明に基づく聞き手 A の p という信念が正当化されているのは、G が TCR な話し手であるときに限る。

特に、p に関して熟慮していた A が p という正当化された信念を得るのは、(i) G が TCR な話し手であり、(ii) G が CCR な話し手であり、か

つ (iii) G は p を提示することによって、p に関する A の文脈に鋭敏な認識的ニーズに適切に反応し、A がまさにこの意図 (iii) を認識することを通して、熟慮を終わらせることを意図しており、(iv) A が意図 (iii) を認識しており、(v) A が G との信頼関係に基づき、G の CCR を当てにしているときに限る。⁵⁾

ここでは聞き手の信念が正当化されているための必要条件しか述べていない。聞き手の信念が正当化されているための必要十分条件に到達するには、さらなる条件を加えなければならないが、C- 穏健な確信説の特徴を端的に述べるだけであれば、上記の必要条件で満足できるように思われる。⁶⁾ C- 穏健な確信説の前半部分は、Lackey (2014) と同様であり、問題はないだろう。しかしながら、C- 穏健な確信説の核である後半部分、特に (ii) と (iii) に関しては、その内容は明らかでない。以下では、(ii) と (iii) について、それぞれ検討していく。

まず、集団 G が意図 (iii) している、ということの意味について検討しよう。ある集団が、一体となって、行為したり、ある態度を持ったりする、ということの説明として、しばしば言及されるのは、ギルバートの共同行為論だ。ギルバートの共同行為論は、3 節で触れた Fricker (2014) でも参照されており、確信説にとっても標準的な解釈になりうる。Gilbert (1990) によれば、私とあなたが一緒に歩いているとき、私とあなたは互いに一定の義務を負っている。私とあなたが一緒に歩いているとき、あなたが私をおいて先に行ってしまったとしよう。そのとき、私はあなたを「おいていかないでよ」などと、非難することができる。ギルバートは、私とあなたのあいだで明示的に合意が形成され、一緒に歩くという目的が二人に共同的に受け入れられるとき、二人は複数主体 (plural subject) を形成し、互いに一定の義務を負うことになる、と考える。同様に、ギルバートは集団が一体となって持つ信念を次のように分析する。

ある集団 P が p ということを信じているのは、P の成員が p ということを一体となって信じることに共同的にコミットするときであり、そのときに限る。(Gilbert 2004, p. 173)

ギルバートの共同行為論に従えば、集団 G の成員たちのあいだで、G が意図 (iii) することについて、成員のあいだで明示的な合意がなされているとき、G は意図 (iii) している。ただし、集団の成員は、個人的にも同じことを意図していなければならないわけではない。集団の成員たちが合意しているのは、あくまで集団としてしかじかと意図するということであり、個人的な意図にまでその拘束は及ばない。

続いて、いかなる場合に、集団が CCR な話し手であるのか、検討しよう。おそらく、集団が特定の個人に向け、その人の認識的ニーズに反応して、証言したり、証言を差し控えたりすることは、それほど多くはないだろう。少なくとも、個人の証言に比べると、ありふれてはいないように思われる。しかしながら、集団が CCR を発揮しているような事例はありうる。たとえば、ある赤字続きの中小企業の社長は、従業員数が多すぎるために赤字なのか、熟慮しているとしよう。社長は従業員をリストラしたくないと思っており、従業員数が多すぎるために赤字なのだと信じるための認識的基準は高い。迷った社長は、三人の経営コンサルタントからなるコンサルタント会社 G1 に新事業の件について相談することにした。全員が TCR であり、かつ CCR でもある三人の経営コンサルタントは、分析と議論を行い、社長の置かれている文脈のもとで、リストラを断行すべきだと結論した。その後、代表者がコンサルタント会社として証言するとき、このコンサルタント会社は集団として CCR を発揮している。この例では集団の成員すべてが CCR であると仮定したが、実際のところ、全員が CCR である必要はない。それどころか、成員のほとんどが CCR な証言者でなくても、集団としては CCR な証言者であることはありうる。たとえば、コンサルタント会社 G2 で働く十人の経営コンサルタントのうち、TCR であり、かつ CCR でもあるのはただ一人マリ

コだけであり、残りの九人はTCRではあるがCCRではない。G2は役割分担が明確であり、情報の分析は全員のコンサルタントで行うが、クライアントへの最終的な提案はCCRな証言者であるマリコに一任されている（ただし、マリコはクライアントに証言する内容について、同僚たちの了承は得る）。このとき、G2の成員のうちCCRであるのは全体の一割でしかないが、G2は集団としてはCCRな証言者だ。

以上の議論から、C- 穏健な確信説の内容はおおよそ明らかになっただろう。C- 穏健な確信説の特徴づけにおける(ii)と(iii)が可能であることがわかれば、少なくともC- 穏健な確信説にあからさまな問題は生じていないように思われる。C- 穏健な確信説は、それが可能であるならば、集団による証言に基づく信念の正当化に関して、信頼性主義とラディカルな確信説の要求をともに満足するような理論となるだろう。

[注]

- 1) ラッキーの議論は、話し手の証言と対応する「信念」が正当化されているときに限り、聞き手の証言による信念は正当化されているという立場に対する攻撃となっている(Lackey 2008, § 2-3)。それゆえ、条件(1)では話し手のpという「信念」ではなく、pという「言明」が信頼できることが必要だとされている。しかしながら、本稿の議論では、この点は重要ではない。
- 2) Lackey (2014) の議論は、集団の成員の全員または一部、あるいは集団が一つの主体としてpと(正当化を伴って)信じているときに限り、集団のpという証言に基づく聞き手のpという信念は正当化されている、という立場に対する攻撃となっている。そのため、集団の「信念」ではなく、「言明」が信頼できることが必要だとされている。しかしながら、本稿の議論では、この点は重要ではない。
- 3) もちろん、話し手がpという証言に関して信頼できる証言者ではないという事実は、話し手が不誠実であることを意味しない。話し手は能力が足りないことがらについて証言しているかもしれないが、自分自身がそのことがらについて能力が足りないことを必ずしも認識しているわけではないからだ(cf. Goldberg 2012)。したがって、「信頼できない証言者は誠実にpと発言しているわけではないので、証言するために必要な意図を欠いている」といった批判は当たらない。
- 4) Lackey (2008) は立ち聞きによる信念を証言による信念とみなすことから明らか

のように、確信説の要求をはじめから受け入れていない。筆者も、必ずしも信頼性主義と確信説の要求に等しく注意を払わなければならないとは思っていない。ただ、もし両者に等しく注意を払うべきだと思われるならば、穏健な確信説はもっとも妥当な立場ということになるだろう。

- 5) (iii)の「聞き手 A が意図 (iii) を認識することを通して」という箇所は、Hinchman (2014, p. 14) に準拠している。ヘロデが盆に載ったヨハネの首をサロメに差し出すとき、ヘロデはヨハネが死んだことを伝えようと意図しており、かつそのことを伝えようと意図していると聞き手が認識することも意図している (Grice 1957, p. 382)。しかしながら、ヘロデの行為はヨハネの死を非自然的に意味する事例とは言えない。したがって、確信説が意図基盤意味論に部分的にでも依拠する限り、聞き手は話し手が持つ高階の意図を認識しているか、あるいは自己言及的な意図を認識していると考えなければならない。
- 6) さらなる必要条件としては、聞き手 A が p と関連した阻却されていない阻却要因を持っていないこと、A が p という言明を受け取る環境が適切であること、A が適切に機能する聞き手であることが少なくとも必要だろう。

[文献]

- Fricker, Miranda (2012) “Group Testimony? The Making of A collective Good Informant,” *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 84, No. 2, pp. 249-76.
- Gilbert, Margaret (1990) “Walking Together: A Paradigmatic Social Phenomenon,” *Midwest Studies in Philosophy*, Vol. 15, pp. 1-14. Reprinted in Gilbert (1996), pp. 177-194.
- Gilbert, Margaret (1996) *Living Together: Rationality, Sociality, and Obligation*, Rowman & Littlefield, Lanham/Boulder/New York/London.
- Gilbert, Margaret (2004) “Collective Epistemology,” *Episteme*, Vol. 1, No. 2, pp. 95-107. Reprinted in Gilbert (2014), pp. 163-180.
- Gilbert, Margaret (2014) *Joint Commitment: How We Make the Social World*, Oxford University Press, Oxford.
- Goldberg, Sanford (2012) “Norms of Trust, De Re Trust, and the Epistemology of Testimony,” in C. Jäger and W. Löffler (eds.) *Epistemology: Contexts, Values, Disagreement*, pp. 229-255.
- Grice, Paul (1957) “Meaning,” *The Philosophical Review*, Vol. 66, No. 3, pp. 377-388.
- Hinchman, Edward (2005) “Telling as Inviting to Trust,” *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 70, No.3, pp. 562-587.
- Hinchman, Edward (2014) “Assurance and Warrant,” *Philosophers’ Imprint*, Vol. 14, No.

17, pp. 1-58.

Lackey, Jennifer (2008) *Learning from Words: Testimony as a Source of Knowledge*, Oxford University Press, Oxford.

Lackey, Jennifer (2014) "A Deflationary Account of Group Testimony," in J. Lackey (ed.) *Essays in Collective Epistemology*, pp. 64-94.

Moran, Richard (2006) "Getting Told and Being Believed," in J. Lackey and E. Sosa (eds.) *The Epistemology of Testimony*, pp. 272-306.

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

Knowledge on the Basis of Group Testimony
Reliabilism and the Assurance View

Yusuke MITOMI

How can be the addressee's belief that *p* on the basis of individual/group testimony epistemically justified? According to Lackey, who takes the Reliabilist approach, the addressee believes with justification that *p* on the basis of testimony only if the testifier's statement that *p* is reliable or otherwise truth-conducive. In contrast, according to proponents of the Assurance View, testimonial justification is essentially dependent on the testifier's commitment to her addressee.

In this paper, I present the Moderate Assurance View of group testimony, which can settle the dispute between Reliabilism and the Assurance View of group testimony. First, I will summarize Reliabilism of individual/group testimony in section 2. It can explain the epistemic significance of testimonial justification easily, but has difficulty in explaining the interpersonal nature of testimony. Then, I will summarize the Assurance View of individual/group testimony in section 3. It can explain the interpersonal nature of testimony easily, but has difficulty in explaining the epistemic significance of testimonial justification. In section 4, I will summarize the Moderate Assurance View of individual testimony proposed by Hinchman. It can meet the requirements of both Reliabilism and the Assurance View. Finally, I expand the Moderate Assurance View of individual testimony to the Moderate Assurance View of group Testimony and examine it.